

福岡市公報

令和6年4月1日 第7041号(別冊2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	次一	ページ
○福岡市下水道事業収納取扱金融機関の指定の取消し(第90号)		1
○固定資産の価格等の登録(第91号)		2
○那珂川市との境界に係る道路の管理に関する協議(第92号)		2
○指定緊急避難場所及び指定避難所の指定(第93号)		2
○令和6年度一般廃棄物処理計画(実施計画)(第94号)		4
○消費生活センターの名称及び住所等(第95号)		4
○公文書に使用する電子印に関する告示の一部改正(第96号)		5
○緑地の指定(第97号)		6
○屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の規格の一部改正(第98号)		6
公 告		
○特定調達契約等に係る落札者の決定(第91号)		9
○特定調達契約等に係る落札者の決定(第92号)		10
○地区計画等の原案の縦覧(第93号)		10
○香椎浜北公園について整備・管理運営を行う者の公募(第94号)		11
○長垂海浜公園について整備・管理運営を行う者の公募(第95号)		11
市 水 交		
○競争入札参加者の資格等(公告第1号)		12
交 通 局		
○一般競争入札の実施(公告第5号)		15

告 示

福岡市告示第90号

次のように福岡市下水道事業収納取扱金融機関の指定を取り消したので、地方公営企業法施行令第22条の2第3項の規定により告示する。

令和6年4月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 金融機関の名称
みずほ信託銀行株式会社
- 2 取消年月日
令和6年4月1日

福岡市告示第91号

地方税法第411条第1項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録したので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年4月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市告示第92号

道路法第19条第1項の規定に基づき、本市の区域と那珂川市の区域との境界に係る道路について、那珂川市と協議してその管理の方法を定めたので、同条第5項の規定により公示する。

令和6年4月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 協議に係る道路

路線番号	路 線 名	区 間
南1446	福岡市道 老司1446号線	福岡市南区老司四丁目1番北地先から 同 南地先まで
0101	那珂川市道 下片縄旧県道線	那珂川市片縄東一丁目539番1南地先から 同 北地先まで
南1463	福岡市道 老司1463号線	福岡市南区老司四丁目599番19北地先から 同 南地先まで
0460	那珂川市道 原ノ田老司線	那珂川市片縄北四丁目659番9南地先から 同 北地先まで

2 管理の方法

上記の道路は、福岡市が管理する。

福岡市告示第93号

災害対策基本法第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したので、同法第49条の4第3項及び第49条の7第2項におい

て準用する同法第49条の4第3項の規定により次のように公示する。

令和6年4月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定緊急避難場所

地区避難場所

(1) 屋内

ア 東区

(○：指定)

名称	所在地	対象とする異常な現象の種類				
		浸水	土砂	高潮	地震	津波
照葉はばたき小学校	東区香椎照葉六丁目5番35号	○	○	○	○	○

イ 西区

(○：指定、－：未指定)

名称	所在地	対象とする異常な現象の種類				
		浸水	土砂	高潮	地震	津波
西都北公民館・老人いこいの家	西区北原二丁目34番16号	○	○	－	○	○

(2) 屋外

東区

(○：指定)

名称	所在地	対象とする異常な現象の種類				
		浸水	土砂	高潮	地震	津波
照葉はばたき小学校	東区香椎照葉六丁目5番35号	○	○	○	○	○

2 指定避難所

(1) 一時避難所

西区

(○：指定、－：未指定)

名称	所在地	対象とする異常な現象の種類				
		浸水	土砂	高潮	地震	津波

西都北公民館・老人いこいの家	西区北原二丁目34番16号	○	○	—	○	○
----------------	---------------	---	---	---	---	---

(2) 収容避難所
東区

(○：指定)

名称	所在地	対象とする異常な現象の種類				
		浸水	土砂	高潮	地震	津波
照葉はばたき小学校	東区香椎照葉六丁目5番35号	○	○	○	○	○

福岡市告示第94号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第5条の規定に基づき、一般廃棄物処理計画（令和6年度実施計画）を定めたので、同法第6条第4項の規定により告示する。

なお、当該一般廃棄物処理計画は、福岡市役所（環境局循環型社会推進部計画課）において縦覧に供する。

令和6年4月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市告示第95号

消費生活センターについて平成28年福岡市告示第122号により告示した事項を変更したので、福岡市消費生活条例第30条の3後段の規定により次のように公示する。

令和6年4月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	事務を行う日	変 更 年月日
変更前	(1) 事務を行う日（イに掲げる日にあつては、電話によるものに限る。） ア 月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。） イ 毎月の第2土曜日及び第4土曜日	令和6年

変更後	(1) 事務（イに掲げる日にあつては、電話によるものに限る。）を行う日 次に掲げる日。ただし、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。 ア 月曜日から金曜日まで イ 土曜日	4月1日
-----	--	------

福岡市告示第96号

福岡市公印規則第9条の2第3項の規定に基づき、公文書に使用する電子印に関する告示（平成4年福岡市告示第21号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和6年4月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

第1項の表保育の実施解除通知書の項の次に次のように加える。

サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案提出依頼書	市長印	2	正方形	20	サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案提出依頼用
	区長印	4			
障がい児通所・入所給付決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書	市長印	2	正方形	20	障がい児通所・入所給付決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知用
	区長印	4			
計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費支給（却下）通知書	市長印	2	正方形	20	計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費支給（却下）通知用
	区長印	4			
障がい児通所・入所給付決定等却下通知書	市長印	2	正方形	20	障がい児通所・入所給付決定等却下通知用
	区長印	4			
障がい児通所・入所給付決定変更通知書兼利用者負担額減額・免除等変更通知書	市長印	2	正方形	20	障がい児通所・入所給付決定変更通知書兼利用者負担額減額・免除等変更通知用
	区長印	4			

モニタリング期間 変更通知書	市長印	2	正方形	20	モニタリング期間変更通知用
	区長印	4			
障がい児通所・入 所給付決定取消通 知書	市長印	2	正方形	20	障がい児通所・入所給付決定 取消通知用
	区長印	4			
障がい児相談支援 給付費支給取消通 知書	市長印	2	正方形	20	障がい児相談支援給付費支給 取消通知用
	区長印	4			

福岡市告示第97号

博多港港湾施設管理条例第2条第2項において規定する緑地を次のように指定したので、同条例第2条の2前段の規定により告示する。

なお、その関係図面は、福岡市役所（港湾空港局港湾建設部維持課）に備え付ける。

令和6年4月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 緑地の名称及び位置等

名 称	位 置	区 域
アイランド シティ外周 緑地	福岡市東区香椎照葉七丁目地内	福岡市東区香椎照葉七丁目24番 160、24番161、27番2、27番3、27 番194、27番195、29番6及び29番7

2 指定年月日

令和6年4月1日

3 図面の閲覧場所

福岡市博多区沖浜町12番1号

福岡市港湾空港局港湾建設部維持課

福岡市告示第98号

屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の規格を変更したので、福岡市屋外広告物条例第24条の規定により次のように告示する。

令和6年4月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の規格（平成24年福岡市告示第110号）の一部を次のように改正する。

本則中「第10条第1項」を「第12条第1項」に改める。

別表第3 1 シーサイドもち地区都市景観形成地区 ア 戸建住宅地区の表共通事項の項中「点滅する広告物」を「発光可変表示式広告物」に改め、同表壁面設置広告物の項中「壁面設置広告物」を「壁面利用広告物」に改め、同表備考中「第10条第1項」を「第12条第1項」に改める。

別表第3 1 シーサイドもち地区都市景観形成地区 イ 集合住宅地区の表共通事項の項中「点滅する広告物」を「発光可変表示式広告物」に改め、同表壁面設置広告物の項中「壁面設置広告物」を「壁面利用広告物」に改める。

別表第3 1 シーサイドもち地区都市景観形成地区 ウ 商業・業務・レクリエーション地区及び福岡市早良区百道浜二丁目3番の土地の区域の表共通事項の項中「点滅する広告物」を「発光可変表示式広告物」に改め、同表壁面設置広告物の項中「壁面設置広告物」を「壁面利用広告物」に改める。

別表第3 1 シーサイドもち地区都市景観形成地区 エ 文化・公益施設地区の表共通事項の項中「点滅する広告物」を「発光可変表示式広告物」に改め、同表壁面設置広告物の項中「壁面設置広告物」を「壁面利用広告物」に改める。

別表第3 1 シーサイドもち地区都市景観形成地区 オ よかトピア通り地区の表共通事項の項中「点滅する広告物」を「発光可変表示式広告物」に改め、同表壁面設置広告物の項中「壁面設置広告物」を「壁面利用広告物」に改める。

別表第3 1 シーサイドもち地区都市景観形成地区 カ 海浜公園地区の表共通事項の項中「点滅する広告物」を「発光可変表示式広告物」に改め、同表壁面設置広告物の項中「壁面設置広告物」を「壁面利用広告物」に改める。

別表第3 2 御供所地区都市景観形成地区 ア 寺社隣接地区の表共通事項の項中「点滅する広告物」を「発光可変表示式広告物」に改め、同表備考中「第10条第1項」を「第12条第1項」に改める。

別表第3 2 御供所地区都市景観形成地区 イ 普賢堂地区の表共通事項の項、別表第3 2 御供所地区都市景観形成地区 ウ 西門通り地区の表共通事項の項、別表第3 2 御供所地区都市景観形成地区 エ 御供所通り地区の表共通事項の項、別表第3 2 御供所地区都市景観形成地区 オ 国体道路地区の表共通事項の項、別表第3 2 御供所地区都市景観形成地区 カ 承天寺周辺地区の表共通事項の項及び別表第3 2 御供所地区都市景観形成地区 キ 桶屋町地区の表共通事項の項中「点滅する広告物」を「発光可変表示式広告物」に改める。

別表第3 3 天神（明治通り・渡辺通り）地区都市景観形成地区の表中高層部（3階以上の部分）の項中「点滅する広告物」を「発光可変表示式広告物」に改め、同表備考第1項中「第10条第1項」を「第12条第1項」に改める。

別表第3 4 香椎副都心（千早）地区都市景観形成地区の表共通基準の項中「点滅する広告物」を「発光可変表示式広告物」に、「壁面設置広告物」を「壁面利用広告物」に

改め、同表壁面設置広告物の項中「壁面設置広告物」を「壁面利用広告物」に改め、同表備考第1項中「第10条第1項」を「第12条第1項」に改める。

別表第3 5 アイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区 ア 戸建住宅地区の表共通事項の項中「屋外ビジョン、」を削り、「点滅する広告物」を「発光可変表示式広告物」に改め、同表備考中「第10条第1項」を「第12条第1項」に改める。

別表第3 5 アイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区 イ 集合住宅地区の表共通事項の項中「屋外ビジョン、」を削り、「点滅する広告物」を「発光可変表示式広告物」に改める。

別表第3 5 アイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区 ウ 産業・複合地区の表共通事項の項中「屋外ビジョン、」を削り、「点滅する広告物」を「発光可変表示式広告物」に改める。

別表第3 5 アイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区 エ センター地区の表共通事項の項中「屋外ビジョン、」を削り、「点滅する広告物」を「発光可変表示式広告物」に改める。

別表第3 6 元岡地区都市景観形成地区の表共通基準の項中「点滅する広告物」を「発光可変表示式広告物」に改め、同表壁面設置広告物の項中「壁面設置広告物」を「壁面利用広告物」に改め、同表備考第1項中「第10条第1項」を「第12条第1項」に改める。

別表第3 7 はかた駅前通り地区都市景観形成地区の表共通事項の項中「露出、点滅する広告物」を「露出する広告物及び発光可変表示式広告物」に改め、同表壁面設置広告物・突出広告物の項中「壁面設置広告物」を「壁面利用広告物」に改め、同表備考中「第10条第1項の規定により」を「第12条第1項の規定に基づき」に改める。

別表第3 8 承天寺通り地区都市景観形成地区の表共通事項の項中「(電飾看板、LEDビジョン等)」を削り、同表備考中「第10条第1項」を「第12条第1項」に改める。

別表第3に次のように加える。

9 筥崎宮地区都市景観形成地区

共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物は、原則として自家用広告物とする。 2 掲出は、必要最小限とする。 3 2階以下に集約して設置する。 4 歴史景観と調和する色彩・材料を用い、品格のあるデザインとする。 5 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避ける。 6 ネオン管等の露出する広告物及び発行可変表示式広告物は、原則として設置してはならない。 7 道路の上空に係る広告物は、設置してはならない。
------	--

屋上設置広告物	設置してはならない。
壁面利用広告物	1敷地当たりの表示面積は、原則として総量10平方メートル以内又は道路に面した壁面面積の10分の1以下とする。
地上設置広告物	1敷地当たりの表示面積の総量は、原則として10平方メートル以内とする。

備考 この表は、筥崎宮地区都市景観形成地区（福岡市都市景観条例第12条第1項の規定に基づき指定した筥崎宮地区都市景観形成地区をいう。）に適用する。

附 則

この告示の施行の際現に福岡市屋外広告物条例（昭和47年福岡市条例第60号）第5条第1項の許可（許可の更新を含む。）を受けている屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「当該広告物等」という。）については、なお従前の例により当該許可の範囲内で表示又は設置を行うことができる。ただし、当該広告物等を変更しようとする場合（福岡市屋外広告物条例施行規則（昭和47年福岡市規則第113号）第7条各号に掲げる変更又は改造をし、及び広告物の表示内容の変更をしようとする場合を除く。）は、この限りでない。

公 告

福岡市公告第91号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和6年4月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
免税軽油の購入	福岡市中央区天神一丁目8番1号	令和6年1月25日	福岡市中央区港二丁目17番9号 サンヨー石油商事株式会社	円 13,098,690 (単価契約に基づき算定した見込額)	令和5年12月14日

免税軽油の購入	財政局財政部契約課	令和6年2月22日	福岡市博多区上呉服町1番10号株式会社新出光	16,164,720 (単価契約に基づき算定した見込額)	令和6年1月18日
---------	-----------	-----------	------------------------	---------------------------------	-----------

福岡市公告第92号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和6年4月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
福岡市政だより等配送及び配布業務	福岡市中央区天神一丁目8番1号 市長室広報戦略室広報課	令和6年2月20日	北九州市小倉北区紺屋町13番1号株式会社毎日メディアサービス	216,399,990円 (単価契約に基づき算定した見込額)	令和6年1月4日

福岡市公告第93号

地区計画等の案を作成するので、福岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例第2条の規定により、次のように公告する。

なお、都市計画法第16条第2項に規定する者は、当該都市計画等の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、福岡市長に意見書を提出することができる。

令和6年4月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 地区計画等の種類、名称、位置及び区域

(1) 地区計画等の種類

地区計画

(2) 地区計画等の名称、位置及び区域

名 称	位置及び区域
天神明治通り地区地区計画	福岡市中央区天神一丁目及び天神二丁目の各一部

- 2 地区計画等の原案の縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）
- 3 地区計画等の原案の縦覧期間
この公告の日の翌日から令和6年4月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

福岡市公告第94号

香椎浜北公園について整備及び管理運営を行う者を公募するので、次のように公告する。

令和6年4月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 公募する事項
香椎浜北公園について整備及び管理運営を行う事業者
- 2 詳細は、公募要綱による。
- 3 公募要綱を次のとおり配布する。
 - (1) 方法
本市ホームページから(2)に掲げる期限まで掲載する公募要綱をダウンロードすること。
 - (2) 期限
令和6年5月17日まで

福岡市公告第95号

長垂海浜公園について整備及び管理運営を行う者を公募するので、次のように公告する。

令和6年4月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 公募する事項
長垂海浜公園について整備及び管理運営を行う事業者
- 2 詳細は、公募要綱による。
- 3 公募要綱を次のとおり配布する。
 - (1) 方法
本市ホームページから(2)に掲げる期限まで掲載する公募要綱をダウンロードすること。
 - (2) 期限

令和6年5月17日まで

市 水 交

福岡市

福岡市水道局公告第1号

福岡市交通局

地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和6年度における福岡市契約事務規則の特例を定める規則（以下「特例規則」という。）第1条に規定する特定調達契約等、福岡市水道局契約事務規程の特例を定める規程（以下「水道局特例規程」という。）第1条に規定する特定調達契約等及び福岡市交通局契約事務規程の特例を定める規程（以下「交通局特例規程」という。）第1条に規定する特定調達契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、特例規則第2条、水道局特例規程第2条及び交通局特例規程第2条の規定により次のように公告する。

令和6年4月1日

福岡市長	高 島 宗 一 郎
福岡市水道事業管理者	下 川 祥 二
福岡市交通事業管理者	小 野 田 勝 則

第1 競争入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第3に該当する者でないこと。
- (3) 福岡市税を滞納していない者（新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、徴収猶予を受けている者を含む。）であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者（新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、納税猶予を受けている者を含む。）であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 工事請負契約にあっては建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可及び同法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受け、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（総合評定値が記載されているものに限る。）の通

知を受けている者であること（本市との取引を支店等の代理人が行う場合は、当該支店等が当該許可を受けていること）、その他の契約にあっては営業に関し法律上必要とする資格を有している者であること。

- (7) 工事請負契約にあっては、雇用保険法に基づく雇用保険、健康保険法に基づく健康保険及び厚生年金保険法に基づく厚生年金保険に事業者として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

第2 競争入札参加資格審査の申請を必要とする場合

次の各号のいずれかに該当する場合は、この公告に基づく申請を必要とする。

- (1) 令和4・5・6年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（以下「4・5・6年度名簿」という。）又は福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登録されていない者が、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に公告又は指名がなされる競争入札に参加しようとする場合
- (2) 4・5・6年度名簿又は特定調達名簿に登録されている者が、既に登録のある申請区分業種以外の申請区分業種に係る競争入札であって令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に公告又は指名がなされるものに参加しようとする場合
- (3) 特定調達名簿に登録されている者が、有効期間外の日に公告又は指名がなされる競争入札に参加しようとする場合

第3 競争入札参加資格の認定

第4に定める申請区分業種ごとに競争入札参加資格を認定する。

第4 申請区分業種

1 工事及び製造の請負契約

(1) 工事請負契約

一般土木、P・C、体育施設、港湾土木、建築、大工、左官、交通安全施設、法面、グラウト、フェンス、その他のとび・土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、板金、ガラス、塗装、防水、畳、襖、内装・インテリア、黒板、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、木製建具、金属製建具、その他の建具、消防施設、機械、体育遊戯施設、解体

(2) 製造請負契約

船舶造船、鉄道車両

2 委託契約

土木設計、建築設計、構造計算、建築積算、建築物等点検、設備設計、設備積算、測量、地質調査、看板・標識、樹木の保育管理、花の保育管理、建築物清掃、その他清掃、警備、消毒、防蟻、補償コンサルタント、運送、催事・展示等の企画設営等、情報処理、広告宣伝

3 物品の購入及びリース契約

鋼材、木材、骨材、道路材、コンクリート二次製品、建材、給排水資材、鉄道資材、石油、ガス・雑燃料、電力、一般用機械器具、産業用機械器具、厨房用機械器具、光学用機械器具、ミシン・編機、時計、事務用機器、特殊事務用機器、文房具、スチール製品、印判、用紙類、黒板、教材、運動用品、自動車販売、自動車修理、自動車用品、船用品、航空機用品、消防用品、消防自動車、保安用品、弱電気製品、電気設備機器、OA機械器具、木工製作、家具・インテリア、医療用機械器具、レントゲン機械器具、理化学機械器具、度量衡機械器具、医薬・衛生材料、工業用薬品、被服、染色、ゴム・皮革製品、ビニール製品、寝具、楽器、記念・宣伝用品、肥料・種苗、農薬、農業用機器、一般印刷、フォーム印刷、特殊印刷、軽印刷、青写真焼付・複写、日用雑貨、標識・鑑札、模型

第5 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続

1 競争入札参加資格の有効期間

- (1) 競争入札参加資格の認定の日から令和7年7月31日までとする。ただし、その者が同日以前に公告又は指名がなされる競争入札であって落札者の決定が同年8月1日以降となるものに参加を希望する場合は、競争入札参加資格の認定の日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、当該競争入札の終了を宣言した日）までとする。
- (2) 営業に関し法律上必要とする資格が必要な申請区分業種であって当該資格の有効期間が(1)に規定する有効期間満了日前に満了する場合には、競争入札参加資格の有効期間は、当該資格の有効期間満了日までとする。ただし、当該資格を更新したことが証明できる書類を当該資格の有効期間満了日前に提出した場合には競争入札参加資格の有効期間を延長する。
- (3) 有効期間内であっても第1の(1)から(7)までに掲げる資格を有しないこととなった場合は、競争入札に参加することができない。

2 競争入札参加資格の更新手続

令和7年8月1日以降に公告又は指名がなされる競争入札に参加を希望する者は、競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の方法については別途公告を行うので、その公告に基づき申請すること。

第6 申請の方法

1 申請の書類

申請は、特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請要領（以下「申請要領」という。）に定める書類を添えて行うこと。

2 受付期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（福岡市の休日を定める条例第1条各号に掲げる本市の休日を除く。）

- 3 申請の書類の記載に使用する言語
申請の書類の記載に使用する言語は、日本語とする。
- 4 その他
- (1) 詳細は、申請要領による。
- (2) 申請要領は、福岡市契約情報ホームページからダウンロードすることができる。
また、下記の場所において無償で配布する。
- ア 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市財政局財政部契約監理課
イ 福岡市博多区博多駅前一丁目28番15号 福岡市水道局総務部契約課
ウ 福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市交通局総務部財務課
- 第7 競争入札参加資格の審査結果の通知等
競争入札参加資格の審査の結果については、申請者に通知するとともに、第1の(1)から(7)までに掲げる資格を有すると認めた者については、特定調達名簿に登録する。
- 第8 その他
- 1 競争入札参加資格審査申請をした者が、申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、認定を行わないことがある。
- 2 競争入札参加資格の認定を受けた者が、申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合その他不正の手段により競争入札参加資格の認定を受けたと認められる場合は、認定を取り消すことがある。
- 3 競争入札参加資格審査申請の申請事項に変更があったときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

交 通 局

福岡市交通局公告第5号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市交通局契約事務規程第5条の規定により次のように公告する。

令和6年4月1日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
一般土木A 又はB	令和6年度構造物補修工事その1	
電気A	博多駅機器室等照明設備改良工事	

電気B	赤坂電気室直流電源装置更新工事	
電気A又は B	室見駅通信用無停電電源装置更新工事	
	西新駅業務用空調設備更新電気工事	
	唐人町駅機器室等照明設備改良工事	
	大濠公園駅機器室等照明設備改良工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

この公告の日から令和6年4月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで